

改正

平成20年4月1日選挙管理委員会訓令第3号
平成20年8月12日選挙管理委員会訓令第9号
平成21年4月1日選挙管理委員会訓令第5号
平成22年6月2日選挙管理委員会訓令第6号
平成27年12月3日選挙管理委員会訓令第4号
平成28年3月3日選挙管理委員会訓令第1号
平成28年4月7日選挙管理委員会訓令第3号
平成30年3月27日選挙管理委員会訓令第1号
令和元年6月4日選挙管理委員会訓令第6号

新潟市区選挙管理委員会事務局規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、法令、条例及び他の規程に別に定めのあるもののほか、新潟市区選挙管理委員会規程（平成19年新潟市選挙管理委員会訓令第10号）第21条の規定に基づいて、新潟市区選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及びその分掌事務並びに職制・権限等に関して必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 選挙管理委員の事務を補佐する事務局長、書記その他の職員（任用期限付職員を除く。）

の職名は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 役付職員 第5条に規定する職
- (2) 役付職員以外の職員 主事、技師及び嘱託

(書記長等)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の20第6項において準用する法第191条第1項（次項において単に「法第191条第1項」という。）の規定により委員会に置かれる書記長（以下「書記長」という。）及び書記（以下「書記」という。）は、書記長にあつては別表第1に掲げる者をもって、書記にあつては別表第2に掲げる所属の事務員をもって充てる。

2 法第191条第1項の規定により委員会にその他の職員として事務員を置くことができる。

(分掌事務)

第4条 事務局の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選挙の管理執行に関する事。
- (2) 委員会の会議に関する事。
- (3) 投・開票区の設定及び改廃に関する事。
- (4) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製に関する事。
- (5) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事。
- (6) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事。
- (7) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する事。
- (8) 国民投票の管理執行に関する事。
- (9) 投票人名簿の調製に関する事。
- (10) 直接請求に関する事。
- (11) 選挙の統計に関する事。
- (12) 選挙に関する諸証明に関する事。
- (13) 文書の收受、発送及び公告式に関する事。
- (14) 公印の管理に関する事。
- (15) 職員の人事、服務及び給与に関する事。
- (16) 選挙の啓発に関する事。
- (17) 予算、会計その他庶務に関する事。

(職制)

第5条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は書記長をもって充てる。
- 3 委員会が必要と認める場合は、事務局に次長、副参事、主幹、副主幹、主査及び副主査を置くことができる。

(職務)

第6条 事務局長は、委員長の命を受けて事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、職員を指揮監督する。
- 3 副参事及び主幹は、上司の命を受けて特命事項をつかさどる。
- 4 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(事務の決裁)

第7条 すべて事務局の事務は、事務局次長及び事務局長を経、委員長の決裁をうけて執行する。

(専決)

第8条 前条の規定にかかわらず事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項についてはこの限りでない。

- (1) 職員の出張及び時間外勤務に関すること。
- (2) 職員の休暇、欠勤及び服務に関すること。
- (3) 職員手当（管理職手当を除く。）の認定又は裁定に関すること。
- (4) 職員の事務分担に関すること。
- (5) 臨時職員の雇用に関すること。
- (6) 通知書、請求書、申請書、届出書、照会書、回答書及び異議の申出書等の受理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか委員会が指定した事項及び軽易な事項に関すること。

(職務の代理)

第9条 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代理する。

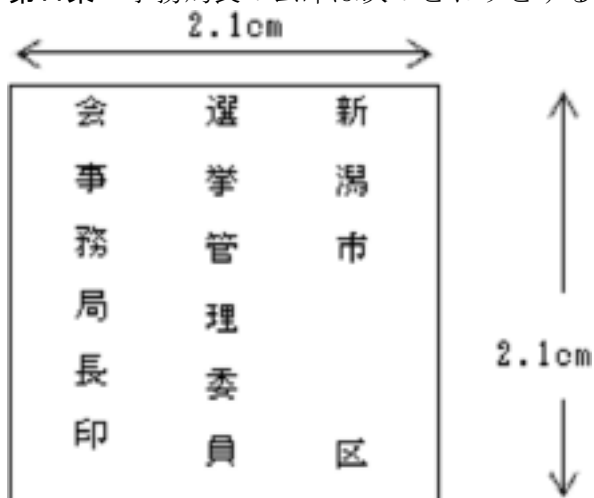
2 事務局次長を置かない場合は、副参事又は最上級の職員が代理する。

(処務細則)

第10条 事務局長は、委員長の承認を受け、事務の処理について必要な細則を設けることができる。

(公印)

第11条 事務局長の公印は次のとおりとする。



(準用規定)

第12条 この規程に定めるもののほか、職員の服務、人事評価その他の身分取扱い及び事務処理に

については、市長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年選管訓令第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年選管訓令第9号）

この規程は、平成20年8月12日から施行する。

附 則（平成21年選管訓令第5号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年選管訓令第6号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成27年選管訓令第4号）

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

附 則（平成28年3月3日選管訓令第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月7日選管訓令第3号）

この規程は、平成28年4月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月27日選管訓令第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月4日選管訓令第6号）

この規程は、令和元年6月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

行政区	書記長
北区	区役所地域総務課長
東区	区役所総務課長
中央区	区役所総務課長
江南区	区役所地域総務課長
秋葉区	区役所地域総務課長
南区	区役所地域総務課長

西区	区役所総務課長
西蒲区	区役所地域総務課長

別表第2（第3条関係）

行政区	所属
北区	区役所地域総務課
東区	区役所総務課， 区役所地域課
中央区	区役所総務課， 区役所地域課
江南区	区役所地域総務課
秋葉区	区役所地域総務課
南区	区役所地域総務課
西区	区役所総務課， 区役所地域課
西蒲区	区役所地域総務課